

農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会（第23回） 議事要旨

1 開催日時及び場所

日時：令和8年2月5日（木） 13:30～14:25

場所：農林水産省消費・安全局第1会議室（WEB会議形式による開催）

2 出席委員（敬称略）

櫻井裕之、美谷島克宏、天野昭子、相崎健一、アイツバマイゆふ、石井雄二、上島通浩、  
成田伊都美、元村淳子

小坂忠司（専門参考人）

3 議事要旨

（1）農薬の登録申請において提出すべき資料の試験方法について【公開】

資料4「農薬の登録申請において提出すべき資料の試験方法について（案）」が  
了承された。

（2）農薬取締法（昭和23年法律第82号）第八条第一項の農薬の再評価に係る令和元年  
農林水産省告示第480号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当する  
かどうかの基準を定める件）第1号に掲げる農林水産大臣が定める基準（農薬使用  
者暴露許容量）その他農薬使用者への影響評価に関する事項についての意見の聴取  
（ベンゾビシクロン）【非公開】

ベンゾビシクロンについては、資料5-1「ベンゾビシクロン農薬使用者安全  
評価書（案）」及び資料5-2「公表文献リスト（ベンゾビシクロン（疫学以外）  
（案）」に基づき審議した結果、ベンゾビシクロンの農薬使用者暴露許容量（AOEL）  
を0.0084 mg/kg 体重/日、急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）は設定する必要が  
ないとし、一部修正の上、評価書（案）としてとりまとめることので了承された。

（以上）